

報告第 1 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 和解の相手方 | 大分市在住 個人（1 人） |
| 2 | 和解の要旨 | 町は、相手方に損害賠償金 7,773 円を支払う。 |
| 3 | 事件の概要 | 令和 4 年 10 月 3 日午前 11 時 30 分頃、町道出口三太ヶ田線において、相手方が中央公民館前の横断歩道を渡る際、道路上の陥没箇所にて足を取られて転倒し、負傷（打撲、擦り傷）した。 |
| 4 | 専決年月日 | 令和 4 年 11 月 15 日 |